

第17回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月12日(金) 8時59分～10時01分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (17名)

| | | | | | |
|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 1番委員 | 古川 榮 | 2番委員 | 角田 晃一 | 3番委員 | 三浦 良孝 |
| 4番委員 | 丹代 純嗣 | 5番委員 | 佐藤 徳樹 | 6番委員 | 欠 |
| 7番委員 | 今井 文雄 | 8番委員 | 小田桐 志賀子 | 9番委員 | 今井 龍美 |
| 10番委員 | 福士 弘 | 11番委員 | 齋藤 美也子 | 12番委員 | 大川 哲彌 |
| 13番委員 | 山口 知治 | 14番委員 | 白戸 昭夫 | 15番委員 | 葛西 雅博 |
| 16番委員 | 柴田 博明 | 17番委員 | 齋藤 久嗣 | 18番委員 | 欠番 |
| 19番委員 | 三浦 勝志 | | | | |

4. 欠席農業委員 (1名)

| | | | | | |
|------|--------|--|--|--|--|
| 6番委員 | 小山内 知寛 | | | | |
|------|--------|--|--|--|--|

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7名)

| | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 平賀-1 | 赤平 和総 | 平賀-2 | 欠 | 平賀-3 | 七戸 茂春 |
| 平賀-4 | 工藤 勉 | 平賀-5 | 谷川 信秀 | 尾上-1 | 小野 良 |
| 尾上-2 | 葛西 均 | 碓ヶ関 | 平山 純一 | | |

6. 欠席農地利用最適化推進委員 (1名)

| | | | | | |
|------|-------|--|--|--|--|
| 平賀-2 | 今井 三男 | | | | |
|------|-------|--|--|--|--|

7. 出席事務局職員 (4名)

| | | | | | |
|-------|--------|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 佐藤 千代彦 | 農地係長 | 中嶋 一郎 | 農地係主査 | 齋藤 拓生 |
| 農地係主事 | 笹村 慎一郎 | | | | |

8. 議事日程等

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 議事録署名者並びに説明者の指名
- 第4 書記の指名
- 第5 上程議案

- 議案第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 61 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 62 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 64 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について
- 議案第 65 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 41 号 使用貸借合意解約書の受理について

第 6 閉会

9. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章 (省 略)
唱和 (委員全員)

[開会 8 時 59 分]

議長 (柴田博明) これより第 17 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。
12 番大川委員、13 番山口委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、佐藤事務局長、中嶋農
地係長、齋藤主査、笹村主事の出席を求めました。

書記には、中嶋農地係長を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 60 号から議案第 65 号まで 6 件、ほかに報告が 2 件でございます。

それでは、議案第 60 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 60 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

3 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 10 件、面積 14,806 平方メートルで、田 9 筆 6,399 平方メートル、畑 6 筆 8,407 平方メートルとなっています。

6 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権は件数が 9 件、面積 60,430 平方メートルで、田 24 筆 54,714 平方メートル、畑 8 筆 5,716 平方メートルとなっています。

7 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権は件数が 3 件、面積 8,162 平方メートルで、田 3 筆 6,890 平方メートル、畑 1 筆 1,272 平方メートルとなっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 77 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 78 番から 84 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 85 番、86 番は譲受人の新規就農による売買で、2 件を併せることで下限面積要件を満たしております。

なお、整理番号 79 番は 41 ページ整理番号 32 番と関連する案件です。

売買価格は、

| | | | | |
|-----------|----|-----------|-----------|-----------|
| 整理番号 78 番 | 総額 | 100,000 円 | 10 アール当たり | 29,412 円 |
| 整理番号 79 番 | 総額 | 150,000 円 | 10 アール当たり | 449,102 円 |
| 整理番号 80 番 | 総額 | 200,000 円 | 10 アール当たり | 561,798 円 |
| 整理番号 81 番 | 総額 | 70,000 円 | 10 アール当たり | 76,587 円 |
| 整理番号 82 番 | 総額 | 180,000 円 | 10 アール当たり | 140,297 円 |
| 整理番号 83 番 | 総額 | 300,000 円 | 10 アール当たり | 111,649 円 |
| 整理番号 84 番 | 総額 | 38,400 円 | 10 アール当たり | 300,000 円 |
| 整理番号 85 番 | 総額 | 968,400 円 | 10 アール当たり | 300,000 円 |
| 整理番号 86 番 | 総額 | 425,800 円 | 10 アール当たり | 200,000 円 |

となっています。

次に、4 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 151 番から 158 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 159 番は、借受人の新規就農による賃貸借権設定です。

なお、整理番号 151 番は、39 ページ整理番号 48 番と、整理番号 153 番は、41 ページ整理番号 35 番と、関連する案件です。

また、整理番号 152 番について工事費を負担する者の記載が無いのは、申請時に借受人が改良区へ確認したところ、すでに工事は終了し、費用の発生はないとの回答を得たためです。

次に 7 ページの使用貸借権設定です。

今回の 3 条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号 39 番、41 番は、借受人の経営拡大による第三者間の使用貸借権設定です。

整理番号 40 番は、借受人の経営拡大による親族間の使用貸借権設定です。

今回申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号 77 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、3 番、三浦委員から、所有権移転の整理番号 78 番の報告をお願いします。

3 番三浦委員

所有権移転の整理番号 78 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買の事です。

譲受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 79 番の報告をお願いします。

7 番今井委員

所有権移転の整理番号 79 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、尾上-1 番、小野推進委員から、所有権移転の整理番号 80 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員 所有権移転の整理番号 80 番について、譲受人の方と会うことができ、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、尾上-2 番、葛西推進委員から、所有権移転の整理番号 81 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員 所有権移転の整理番号 81 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に、17 番、齋藤委員から、所有権移転の整理番号 82 番の報告をお願いします。

17 番齋藤委員 所有権移転の整理番号 82 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、碓ヶ関、平山推進委員から、所有権移転の整理番号 83 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員 所有権移転の整理番号 83 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13番、山口委員から、所有権移転の整理番号84番から86番の報告をお願いします。

13番山口委員

所有権移転の整理番号84番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市外在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続きまして、所有権移転の整理番号85番、86番について、現地を確認してきました。

譲受人の新規就農による売買との事です。

譲受人は市外在住の新規就農者ではありますが、農業機械等必要なものを揃え、米を作付するとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件にも支障がないと判断できるため、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号151番の報告をお願いします。

1番古川委員

賃貸借権設定の整理番号151番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-1番、赤平推進委員から、賃貸借権設定の整理番号152番、153番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

賃貸借権設定の整理番号152番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続きまして、賃貸借権設定の整理番号153番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号154番、155番の報告をお願いします。

14番白戸委員

賃貸借権設定の整理番号154番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続きまして、賃貸借権設定の整理番号155番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、3番、三浦委員から、賃貸借権設定の整理番号156番の報告をお願いします。

3番三浦委員

賃貸借権設定の整理番号156番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2番、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号157番、158番の報告をお願いします。

尾上-2葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号157番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続きまして、賃貸借権設定の整理番号 158 番について、現地を確認してきました。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13 番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号 159 番の報告をお願いします。

13 番山口委員

賃貸借権設定の整理番号 159 番について、現地を確認してきました。借受人の新規就農による賃貸借との事です。

借受人は新規就農ではありますが、農業機械等必要な物を取り揃え、にんにくを作付するとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件にも支障がないと判断できるため、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2 番、葛西推進委員から、使用貸借権設定の整理番号 39 番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

使用貸借権設定の整理番号 39 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市外在住の認定農業者で、隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4 番、丹代委員から、使用貸借権設定の整理番号 40 番の報告をお願いします。

4 番丹代委員

使用貸借権設定の整理番号 40 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12 番、大川委員から、使用貸借権設定の整理番号 41 番の報告

をお願いします。

12 番大川委員

使用貸借権設定の整理番号 41 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

借受人の方と会うことができ、アスパラを作付するとの事でした。以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、議案第 60 号について、質疑、ご意見を求めます。

9 番今井委員

所有権移転の整理番号 78 番の売買価格が安価だと思うのですが、農地の条件等理由があれば教えてください。

齋藤主査

当申請地の面積は約 3 反歩あるのですが、実際に作付できるのが 6 から 7 畝程度のため、この価格になったと聞いております。

9 番今井委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 60 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 60 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 61 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 61 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

9 ページをご覧ください。今回の 4 条転用許可申請は、件数が 1 件、

面積 526 平方メートル、地目は田 2 筆で、10 ページが位置図、11 ページが案内図、12 ページが土地利用計画図となります。

申請地は、尾上総合高校の近く、尾上総合高校前駅から南南東へ約 490 メートルに位置する高木集落の外れの農地です。

申請者は高木集落に居住する方で、転用目的は普通住宅建築用地です。

この案件については申請者から相談があり、現地確認などを行ったところ、すでに造成され、建物も建っていることが判明したため、許可申請をするように指導したもので、始末書も提出されています。

農地区分については、前述のとおり、申請地の周辺おおよそ 500 メートル以内に鉄道の駅が存在することから、第二種農地に該当するものと思われます。

第二種農地においては、申請地以外に代わりとなりうる土地が存在すると原則不許可となりますが、日常生活上必要な施設を既存の集落に隣接して設置する場合には、代わりとなりうる土地が存在しても、例外的に許可できることとなっています。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、追認で許可することもやむを得ないものと考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 17 番齋藤委員、19 番三浦委員、補足説明がありましたらお願いします。

17 番齋藤委員

整理番号 5 番について、5 月 1 日に現地を確認してきました。

今回申請のあった土地は、尾上高校前駅から南南東へ約 490 メートルに位置する高木集落内の外れの農地です。

転用目的は普通住宅建築用地とのことで、現地では申請者本人に立ち会っていただくことができました。

本件に関しては、土地改良区の同意書が提出されています。

他法令の許可は特に求められておりません。

先ほど事務局の説明にありましたが、本件は申請者から相談を受けた際に無断転用が判明し、指導を行った案件です。

本件の農地区分は第二種農地に該当し、一般基準も満たしております。

また、始末書が提出されていることなども考えると、追認許可もやむを得ないものと思われます。

以上です。

議長 それでは、議案第 61 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員 この家はいつ頃建てられたものなのでしょうか。

齋藤主査 申請者の方に聞いたところ、平成 11 年頃に建てられたと聞いております。

尾-1 小野推進委員 わかりました。
それと、以前は農業委員会の方からでないと言建築許可が下りないとのことでしたが、それ以前に建てられたということによろしいのでしょうか。

齋藤主査 申請先は農林課になるのですが、これも申請者のから聞いたところ、建ててしまってから農振除外の申請を行ったものの許可を得られず、理由は不明ですがその後農振除外され、農振上の条件はクリアできたと聞いております。

9 番今井委員 違反転用等をチェックできるような体制はないのでしょうか。

齋藤主査 現在明確なチェック体制はありませんので、今後構築を検討していきたいと思えます。

佐藤事務局長 平成 11 年頃は尾上総合高校の建設やその手前の道路の新設工事があった年で、その拡張に係り何らかのやりとりがあったそうですので、それと関係のある可能性があるかと思えます。

また、私たちの方でも農地パトロール等現場を見る機会に何か気付いた所がないか確認しますので、委員、推進委員の皆様も何かあれば情報提供等、ご協力をお願いします。

議長 ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、議案第 61 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 61 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 62 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 62 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

14 ページ及び 18 ページをご覧ください。今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 1 件、面積 389 平方メートル、田 1 筆で、賃貸借権を設定する案件が 1 件、面積 2,124 平方メートル、田 1 筆です。

はじめに、所有権を移転する案件から説明いたします。

整理番号 14 番は 15 ページが位置図、16 ページが案内図、17 ページが土地利用計画図です。

申請地は、平賀西中学校の近く、東北電力の変電所の斜向かいに位置する本町集落の外れの農地です。

申請者は市内に事務所を構える運送業者で、転用目的は運送業の倉庫です。

なお、名字は異なりますが、譲渡人と譲受人の代表は親子です。

この案件についても申請者から相談があり、現地確認などを行ったところ、すでに倉庫が建てられていることが判明したため、許可申請をするように指導したもので、始末書も提出されています。

ちなみに、申請地に近接する 278-1 及び 278-4 の 2 筆については、平成 10 年に駐車場を設置する農地転用の許可を受けています。

当時の申請書類を調べてみましたが、その際に今回の申請地を含まなかった理由はわかりませんでした。

それ以外の雑種地などについては、固定資産税係に確認したところ、それ以前から宅地または雑種地となっているとのことでした。

農地区分については、申請地を含めて集団的に存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張」については例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、追認で許可することもやむを得ないものと考えられます。

続いて、賃貸借権を設定する案件を説明いたします。

整理番号 2 番は 19 ページが位置図、20 ページが案内図、21 ページが土地利用計画図です。

申請地は、平賀駅から南南西へ約 540 メートルに位置する柏木町集落の外れの農地です。

申請者は、市内において建設業を営んでいる方で、転用の目的は資材置場です。

農地区分については、前述のとおり、申請地の周辺おおよそ 500 メートル以内に鉄道の駅が存在することから、第二種農地に該当するものと思われま

す。第二種農地においては、申請地以外に代わりとなりうる土地が存在すると原則不許可となりますが、業務上必要な施設を集落に隣接して設置する場合には、代わりとなりうる土地が存在しても、例外的に許可できることとなっています。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 17 番齋藤委員、19 番三浦委員、補足説明がありましたらお願いします。

17 番齋藤委員

所有権移転の整理番号 14 番について、現地を確認してきました。

今回の申請地は、変電所の斜向かいに位置する、本町集落はずれの農地です。

転用目的は運送業の倉庫とのことで、現地では申請者の代表の方に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の所有権移転で、土地改良区の同意書が提出されています。

他法令の許可は特に求められておりません。

先ほど事務局の説明にありましたが、本件は申請者から相談を受けた際に無断転用が判明し、指導を行った案件です。

本件の農地区分は第一種農地に該当し、一般基準も満たしております。

また、始末書が提出されていることなども考えると、追認許可もやむを得ないものと思われま

す。続きまして、賃貸借権設定の整理番号 2 番について、現地を確認してきました。

今回の申請地は、平賀駅から南南西へ約 540 メートルに位置する、柏木町集落の外れの農地です。

転用目的は資材置場とのことで、現地では申請者の代理人の方に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の賃貸借権設定で、土地改良区の同意書が提出されています。

他法令の許可は特に求められておりません。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第二種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われれます。

以上です。

議長

それでは、議案第 62 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり。)

議長

ないようですので、議案第 62 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 62 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 63 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 63 号表題部読上げ後)

24 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 6 件、面積 20,566 平方メートルで、田 16 筆 16,467 平方メートル、畑 2 筆 4,099 平方メートルとなります。

整理番号 92 番から 97 番は、いずれも譲受人の経営拡大による売買です。

今回、申請のあった案件については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、1 番古川委員、2 番角田委員、補足説明がありましたらお願いします。

2 番角田委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

| | | | | |
|-----------|----|-------------|-----------|-----------|
| 整理番号 92 番 | 総額 | 5,130,800 円 | 10 アール当たり | 400,000 円 |
| 整理番号 93 番 | 総額 | 197,100 円 | 10 アール当たり | 300,000 円 |
| 整理番号 94 番 | 総額 | 900,000 円 | 10 アール当たり | 311,959 円 |
| 整理番号 95 番 | 総額 | 191,160 円 | 10 アール当たり | 90,000 円 |
| 整理番号 96 番 | 総額 | 500,000 円 | 10 アール当たり | 253,165 円 |
| 整理番号 97 番 | 総額 | 20,000 円 | 10 アール当たり | 204,082 円 |

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、所有権移転の整理番号 95 番を除き、議案第 63 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 95 番を除き、議案第 63 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、所有権移転の整理番号 95 番を除き、議案第 63 号を原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号 95 番につきましては、10 番福士委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(10 番福士委員 退席)

議長

所有権移転の整理番号 95 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 95 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 95 番を、原案のとおり決定いたします。

10 番福士委員の入室を許可します。

(10 番福士委員 入室、着席)

議長

次に、議案第 64 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

中嶋農地係長

(議案第 64 号表題部読上げ後)

この件につきましては、農業委員会の活動が見えにくいなどの指摘があり、農業委員会がどのような活動を行っているかなどについて、毎年、ホームページ等で公表するというものです。

それでは、主な点について説明いたします。

26 ページをご覧ください。

「1 農業の概要」ですが、各区分ごとに、地目ごとの面積については、下記の注意事項のとおり、2015 年農林業センサスなどの調査結果に基づく数値が使われております。

次に「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、平成 28 年度から新体制へ移行しておりますので、最初の「旧制度に基づく農業委員会」は空欄のまま、次の新制度に基づく農業委員会については、農業委員数、定数が 19、実数が 18、その下の各区分の数値は、認定農業者が 12、女性が 2、40 代以下が 1、中立委員が 1 となっております。

その右横の農地利用最適化推進委員は定数 8、実数 8、地区数 8 となっております。

次に 27 ページをご覧ください。

担い手へのこれまでの集積面積 2,511 ヘクタールに対し、実績が 51 ヘクタール増の 2,562 ヘクタールとなり、集積目標 2,694 ヘクタールに対する達成率が 95.1 パーセントとなりました。

次に 28 ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の新規参入状況については、平成 25 年度から 27 年度にかけ、ほぼ同じ推移をたどっています。

その主な原因として、ハウス栽培を希望する相談が増えているが、適した農地の確保が難しいとなどが挙げられます。

平成 28 年度の目標及び実績については、参入者数の達成率が 100 パーセントで、面積は目標を上回り、125.5 パーセントとなりました。

次に 29 ページをご覧ください。

遊休農地に関してですが、平成 28 年度の解消目標 6.8 ヘクタールに対し、実績は 0 ヘクタールとなりました。

次に 30 ページをご覧ください。

違反転用への適切な対応については、解消面積の実績が 0 ヘクタールでした。

次に 31 ページをご覧ください。

「1 農地法第 3 条に基づく許可事務」の 1 年間の処理件数は 241 件でした。

また、「2 農地転用に関する事務の 1 年間の処理件数は 18 件でした。次に 32 ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、管内に農地を有する法人は 21 法人あり、うち報告書を提出した法人数は 15 法人となりました。

残りの 6 法人については、平成 29 年度から毎年、適切に報告書を提出していただくことになっております。

次に「4 情報の提供等」ですが、賃借料情報については、調査対象 921 件、農地の権利移動については、移動件数 537 件、農地台帳の整備については、平成 29 年 3 月 31 日現在で農地面積が 5,018.6 ヘクタールとなっております。

次に 33 ページをご覧ください。

地域農業者からの主な要望・意見はございませんでした。

次に、事務の実施状況の公表については、総会等の議事録は市ホームページで公表しております。

農地等利用最適化推進対策の改善についての意見の提出はございませんでした。

活動計画の点検・評価の公表については、市ホームページにて公表しております。

以上、簡単に説明をいたしました。後で一通り目を通していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長

議案第 64 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 64 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 64 号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第 65 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

中嶋農地係長

(議案第 65 号表題部読上げ後)
35 ページをご覧ください。

これは、議案第 64 号の冒頭と同じ内容ですので、割愛させていただきます。

次に 36 ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積ですが、これまでの集積面積 2,562 ヘクタールに対し、目標は下の欄にある目標設定の数式で求めた集積面積 2,695 ヘクタールで、133 ヘクタールの新規集積面積としました。

次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、平成 29 年の目標及び活動計画については、「1 現状及び課題」の過去 3 年間の平均値といたしました。

次に 37 ページをご覧ください。

遊休農地の現状と課題ですが、平成 29 年 3 月末現在の遊休農地面積は 10.9 ヘクタールあり、平成 29 年度の解消目標面積を全体の 10.9 ヘクタールとしました。

具体的な活動計画は、農地の利用状況調査について 7 月から 8 月まで農地パトロールを実施、そして農地の利用意向調査を 12 月から 1 月まで実施予定です。

続いて、違反転用への適正な対応については、平成 29 年 3 月末で 4.6 ヘクタールあり、是正指導や発生防止に向けた活動を強化したいと考えております。

以上、簡単に説明をいたしました。後で一通り目を通していただきたいと思っております。

なお、記載された数字などは、先ほどの議案同様、まだ見込みの数字もあり、また、市ホームページに公表するまでに字句など詳細に精査する必要がありますので、今後発生する数字や字句など修正等については、事務局に一任いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

議案第 65 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

議案 35 ページの農業委員会の現在の体制の「新制度に基づく農業委員会」の農業委員の実数は、農業委員数 18 に対して合計が 16 になるのですが、なぜでしょうか。

中嶋農地係長

認定農業者や認定農業者に準ずる者など、あくまでその項目に該当する人数を記入することとなっていますので、農業委員数と合計数は必ずしも一致はしないものとなっております。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 65 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 65 号を原案のとおり決定いたします。
次に、報告 2 件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主査

(報告第 40 号表題部読上げ後)

39 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 10,494 平方メートルで、地目 7 筆はすべて田です。

整理番号 48 番は、他者へ貸付のための解約で、4 ページ整理番号 151 番と関連する案件です。

整理番号 49 番は、他者へ貸付のための解約で、すでに賃貸借の申請がされており、6 月の総会にかかる予定です。

整理番号 50 番は、借受人の都合による解約で、解約後は自作することです。

(報告第 41 号表題部読上げ後)

41 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 4 件、面積 16,134 平方メートルで、田 4 筆、14,946 平方メートル、畑 2 筆、1,188 平方メートルとなっています。

整理番号 32 番は、他者へ売買のための解約で、2 ページ整理番号 79 番と関連する案件です。

整理番号 33 番、34 番は、借受人の都合による解約で、解約後は自作することです。

整理番号 35 番は、他者へ貸付のための解約で 4 ページ整理番号 153 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10時13分]